

## 船舶事故調査報告書

令和4年3月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年2月10日 00時00分ごろ～00時30分ごろ）
発生場所	不明（長崎県対馬市伊奈埼西方沖）
事故の概要	漁船金比羅丸は、あなごかごの引き揚げ作業中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年2月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 金比羅丸、19トン NS2-10445（漁船登録番号）、個人所有 18.42m (Lr) × 4.38m × 1.76m、FRP ディーゼル機関、670.05kW、平成3年1月10日 第290-63911号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年3月7日 免許証交付日 令和3年2月2日 (令和8年6月20日まで有効) 甲板員A 66歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約13℃
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、あなごかご漁の目的で、対馬市豊玉町小網漁港を出港し、同港西方沖の漁場に向かい、令和3年2月9日22時00分ごろ‘あなごかごの引き揚げ作業’（以下「本件作業」という。）を開始した。 船長及び甲板員Bは、船首から引き揚げたあなごかごの蓋を開けてあなごと餌の選別作業を船首部甲板で行い、甲板員Aは、空になった筒状のあなごかごを左舷側船尾甲板から船首方に立てて並べる作業を行っていた。 船長は、10日00時00分ごろ、引き揚げたあなごかごを左舷側

	<p>甲板に並べ終えた甲板員Aが、次に右舷側船尾甲板からあなごかごを並べる目的で左舷側に立てて並べた不安定なあなごかごの上を歩いて右舷側船尾甲板に向かうのを見た。</p> <p>船長は、船首部甲板で本件作業を行っていたところ、00時30分ごろ船尾方でポトン、ポトンと音がするのに気付いて不審に思い、甲板員Bに船尾部を確認してくるよう指示した。</p> <p>甲板員Bは、甲板員Aがいない旨を船長に報告し、船長と共に船内を探したが発見できず、船長が、近くで操業している僚船に連絡した後、海上保安部に通報した。</p> <p>甲板員Aは、固定翼機、巡視船及び僚船約60隻による捜索が行われ、12時30分ごろ捜索中の漁船により、対馬市上県灯台から真方位237°10.6海里(M)付近において、うつ伏せ状態で浮いているところを発見、収容され、対馬市内の病院に搬送された後、医師により死亡が確認され、死因が溺水、死亡推定時刻が00時30分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、本件作業中、約1,300個の筒状のあなごかごを左舷側船尾甲板から船首方に向かって立てて並べ、左舷側が終わると右舷側船尾甲板から船首方に向かって立てて並べる作業を行っていた。</p> <p>甲板員Aが落水するところを見た者はいなかった。</p> <p>甲板員Aは、発見された際、オーバーオール型の防水ズボンを着用していたが、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船乗組員は、作業の邪魔になるので、ふだんから救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、約3～4年の経験があった。</p> <p>船長によれば、本事故当日、甲板員Aの体調が悪いようには見えなかった。</p> <p>本事故当時、波による船体の動揺はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員Aは、対馬市伊奈埼西方沖で本件作業中、00時00分ごろ右舷側船尾甲板に向かうところを船長により目撃され、00時30分ごろ船長が船尾方でポトン、ポトンと音がするのに気づき、船内にいないことが確認され、また、医師により死亡推定時刻が00時30分ごろと検案されたことから、この間において、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、右舷側船尾甲板に向かう際、甲板上ではなく、立てて</p>

	<p>並べた不安定なあなごかごの上を歩いたことから、落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、救命胴衣を着用していなかったことは、甲板員Aが溺水するに至ったことに関与した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が対馬市西方沖で本件作業中、甲板員Aが、甲板上ではなく、不安定なあなごかごの上を歩いたため、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなごかご漁を行う乗組員は、甲板を移動する際、かごの上を歩くことなく、安全な甲板上を移動すること。また、どうしてもかごの上を歩かなければいけない場合は、細心の注意を払って移動すること。</li> <li>・船長は、暴露甲板上では救命胴衣を着用するよう指導すること。</li> <li>・乗組員は、暴露甲板上で作業を行う際、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

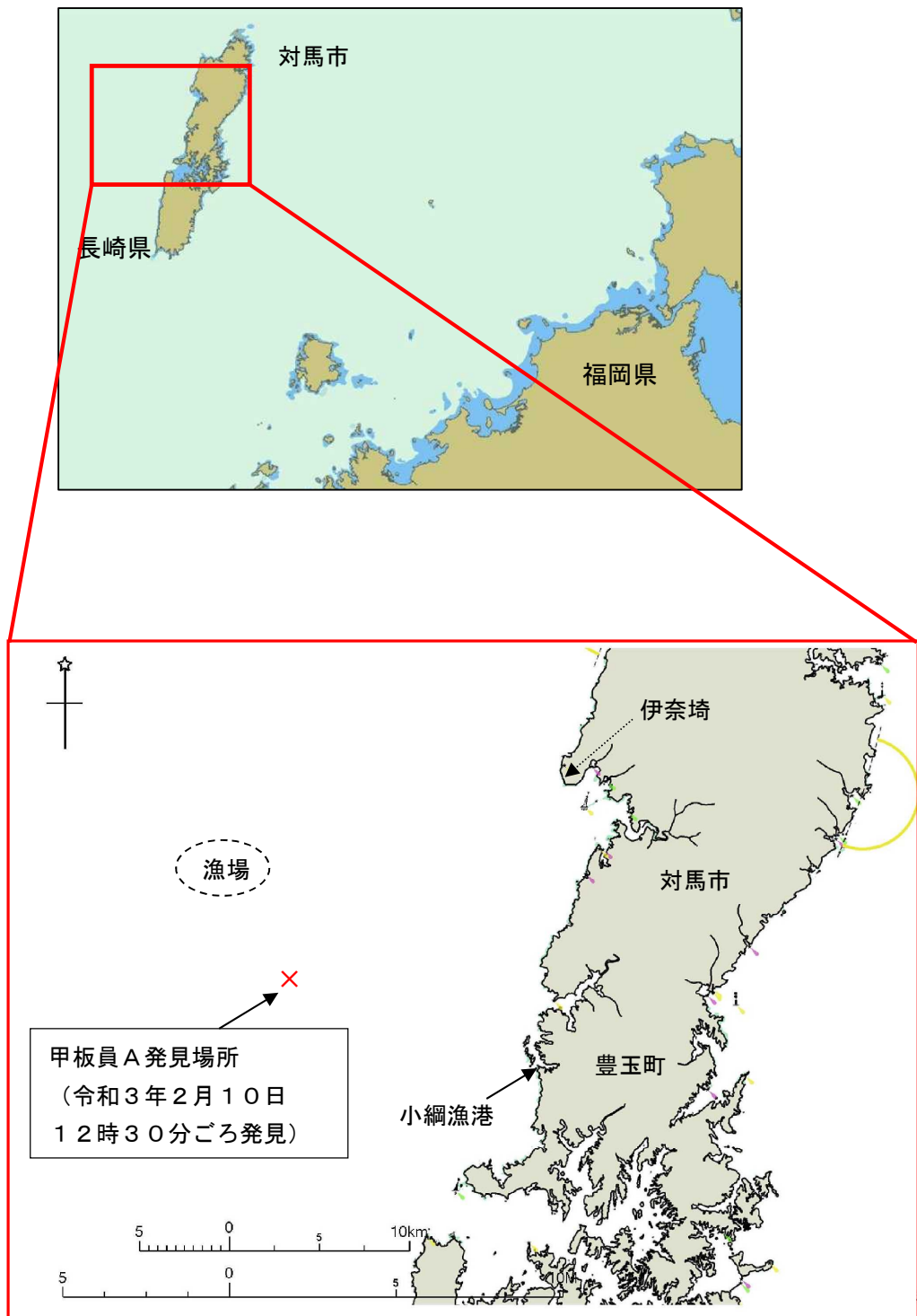


写真1 本船

